

土地の形質変更に関する工事の許可申請に必要な図面

図面の名称 根拠規定	縮尺	明示すべき事項	備考
位置図 省令第7条第1項第1号 省令第63条第1項第1号	1/10,000 以上	・ 方位 ・ 道路及び目標となる地物	地図に表示すること。
地形図 省令第7条第1項第1号 省令第63条第1項第1号	1/2,500以 上	・ 方位 ・ 土地の境界線(分かりやすく 囲み等で表示)	等高線は、2 mの標高差を示す ものが望ましい。
土地の平面図 省令第7条第1項第1号 省令第63条第1項第1号	1/2,500以 上	・ 方位 ・ 土地の境界線 ・ 盛土又は切土をする土地の部 分 ・ 崖の位置及び形状 ・ 擁壁の位置及び形状 ・ 崖面崩壊防止施設の位置及び 形状 ・ 排水施設の位置及び形状 ・ 地滑り抑止ぐい又はグラウン ドアンカーその他の土留の位置 ・ 調整池を設ける場合にあって は、調整池の位置及び形状	・ 断面図を作成した箇所に断面 図と照合できるように記号を付 すること。 ・ 植栽、芝張り等の措置を行う 必要がない場合は、その旨を付 すること。 ・ 擁壁、崖面崩壊防止施設及び 排水施設は、申請書と照合でき るように番号を付すること。
土地の断面図 省令第7条第1項第1号 省令第63条第1項第1号	1/2,500以 上	・ 盛土又は切土をする前後の地 盤面	高低差の著しい箇所について作 成すること。
排水施設の平面図 省令第7条第1項第1号 省令第63条第1項第1号	1/500以上	・ 排水施設の位置、種類、材 料、形状、内法寸法及び勾配 ・ 水の流れる方向 ・ 吐口の位置 ・ 放流先の河川又は水路の名称 ・ 調整池を設ける場合にあって は、調整池の位置及び形状 ・ 法面(崖を含む)又は擁壁の位 置及び形状	・ 汚水・雨水の区分をすること。
排水施設構造図 省令第7条第1項第12号 省令第63条第1項第2号	1/50以上	・ 排水施設の構造、材料、形状 及び種類 ・ 排水管の種類、材料及び内法 寸法 ・ マンホールの構造及び形状 ・ 排水施設の落差工及び吐口工 の部分の形状 ・ 放流先の河川又は水路の名称 及び断面水位(低水位及び高水 位)及び吐口の高さ	鉄筋コンクリート造のときは配 筋図が必要である。

排水施設計画縦断面図 省令第7条第1項第12号 省令第63条第1項第2号	1/500以上	・排水施設の位置、種類、材料、形状、延長、内法寸法及び勾配 ・水の流れる方向 ・吐口の位置 ・放流先の河川又は水路の名称 ・流量計算を行った箇所の明示 ・調整池を設ける場合にあっては、調整池の位置及び形状	
流末水路縦断面図 省令第7条第1項第12号 省令第63条第1項第2号	1/1,000以上		
流末水路標準断面図 省令第7条第1項第12号 省令第63条第1項第2号	1/500以上		
調整池設計図 省令第7条第1項第12号 省令第63条第1項第2号	1/500以上	・調整池の位置、種類、材料、形状、寸法等 ・放流管の位置、種類、材料、形状、寸法等 ・洪水吐の位置、種類、材料、形状、寸法等 ・呑口部の位置、種類、材料、形状、寸法等 ・取付水路の位置、種類、材料、形状、寸法等	・調整池を設ける場合に必要であること。 ・開発許可ハンドブックに準じて作成すること。
崖の断面図 省令第7条第1項第1号 省令第63条第1項第1号	1/50以上	・崖の高さ及び勾配 ・土質（土質の種類が二つ以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ） ・盛土又は切土をする前の地盤面 ・崖面保護の方法（擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない）	崖の前後の地盤面も必要な範囲で併せて示すこと。
擁壁の断面図 省令第7条第1項第1号 省令第63条第1項第1号	1/50以上	・擁壁の寸法、勾配 ・擁壁の材料の種類及び寸法 ・裏込めコンクリートの品質及び寸法 ・透水層の位置及び寸法 ・擁壁を設置する前後の地盤面 ・基礎地盤の土質 ・基礎ぐいの位置、材料及び寸法	・鉄筋コンクリート造の場合は配筋図が必要である。 ・認定擁壁の場合は、国土交通大臣認定証の写しを添付すること。

擁壁の背面図 省令第7条第1項第1号 省令第63条第1項第1号	1/50以上	・擁壁の高さ ・水抜穴の位置、材料及び内径 ・透水層の位置及び寸法	
崖面崩壊防止施設の断面図 省令第7条第1項第1号 省令第63条第1項第1号	1/50以上	・崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配 ・崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法 ・崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面 ・基礎地盤の土質 ・透水層の位置及び寸法	
崖面崩壊防止施設の背面図 省令第7条第1項第1号 省令第63条第1項第1号	1/50以上	・崖面崩壊防止施設の寸法 ・水抜穴の位置、材料及び内径 ・透水層の位置及び寸法	水抜穴及び透水層に係る事項については、必要に応じて記載すること。
求積図 省令第7条第1項第12号 省令第63条第1項第2号	1/500以上	土地の形質変更を行う土地の部分の求積表	
防災計画図 省令第7条第1項第12号 省令第63条第1項第2号	1/2,000以上	・方位 ・地形 ・計画道路の位置、形状及び幅員 ・段切の位置及び形状 ・表土除去範囲 ・ヘドロ除去範囲及び深さ ・工事中の雨水排水経路及び流出計画 ・防災施設の位置、形状、寸法及び名称 ・防災施設の設置時期及び設置期間	・等高線は、2 mの標高差を示すものが望ましい。 ・工事の施行区域の周辺を含めて作成すること。 ・防災工事断面図及び防災施設構造図も防災計画図に準じて作成すること。